

震災復興情報

皆さんに
伝えたい情報必要な手続き
はお早め困り事は
気軽に相談を内容を確認の
上お申し込みお楽しみ
イベント

お知らせ

プレハブ仮設住宅から退去される皆さんへ

自宅再建や賃貸住宅等への転居により、プレハブ仮設住宅から退去された方は仮設住宅返還届の提出が必要です。

プレハブ仮設住宅での生活実態がなくなった場合に、仮設住宅返還届を提出せずに所有物を置いたまま倉庫等として利用し続けることは入居契約違反となり、仮設住宅返還請求の対象となりますのでご注意ください。

プレハブ仮設住宅から引っ越した時は、仮設住宅コールセンター(☎92-5901)に連絡し、退去の立ち会い(物品チェック等)を受け、仮設住宅返還届を提出してください。

なお、雄勝、北上、牡鹿地区のプレハブ仮設住宅にお住まいの方が退去される場合は、各総合支所保健福祉課へ連絡願います。

☎ 生活再建支援課(内線4761~4768)

お知らせ

震災移転再建時に水道加入金が免除されます

石巻地方広域水道企業団では、震災で住居等を移転再建する方の負担軽減のため、特例措置として加入金を免除しています。

対象

給水区域内(石巻市・東松島市内)において、震災により住居等が被災した方で、移転再建する際に、新たな給水装置を設置すると同時に被災した場所の給水装置の廃止手続きをする方

※建売住宅や中古住宅等、すでに加入手続済の物件をご購入の場合は、免除の対象外となります。

免除期限

平成33年3月31日(水)

詳細は、石巻地方広域水道企業団ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

☎ 石巻地方広域水道企業団 ☎95-6707

URL <http://www.ishikousui.or.jp>



お知らせ

建築物等耐震対策助成事業

内容

(1) 危険ブロック塀等除却事業

通学路等の道路に面した高さ1メートル以上の危険なブロック塀等を除却等する場合、除却等費用の一部を助成します。

(2) 木造住宅耐震診断助成事業

昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法による3階建て以下の木造住宅の耐震診断を希望する場合、市で耐震診断士を派遣し、耐震診断および耐震改修計画作成費用の一部を支援します。

なお、構造が丸太組工法およびプレハブ工法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外です。

(3) 木造住宅耐震改修工事助成事業

市の助成による耐震診断の実施後、耐震改修計画に基づき、耐震改修工事または建て替え工事を実施する場合、補助金を交付します。

なお、改修工事または建て替え工事は平成28年1月31日(日)までに完了することが必要です。

申込期間

5月18日(月)~12月11日(金) [先着]

※予算がなくなり次第終了します。

☎・☎ 建築指導課(内線5678)

募集

石巻市復興公営住宅(借上型)入居者募集

退去により空き室となった住戸の募集です。

■対象

- ・東日本大震災で自宅が全壊の方
- ・東日本大震災で自宅が大規模半壊または半壊で解体を余儀なくされた方
- ・被災地における市街地整備事業等の実施により移転が必要となった方

※市外で被災された方も申し込みできますが、市内で被災された方の入居を優先します。

■受付期間

5月15日(金)~29日(金) 午前9時~午後5時(土日を除く)

※申込数が募集戸数に満たない場合または入居者が決定しなかった場合は、随時募集[先着]とします。

■必要書類

- ①申込書(押印が必要です)
- ②り災証明書の写し
- ③家屋の取り壊しを証明する書類の写し(り災判定が大規模半壊または半壊の方)
- ④抽選にあたり優遇する事項を証明する書類

※申込書一式はお返しできませんのでご了承ください。

■入居予定日

6月下旬~7月上旬

■募集する住宅

名称	市営 根上り松 復興住宅
所在地	湊字根上り松10-1
構造	鉄骨造 2階建て
戸数	1戸(2階)
間取り	1LDK(1人以上)
家賃月額	4,700円~40,600円

☎・☎ 市役所3階事前登録相談窓口(37番窓口)

(内線3981~3983) 専用ダイヤル☎90-8041・90-8042

お知らせ

復興公営住宅の事前登録をされた方へ

復興公営住宅の事前登録をされた方で、自宅を再建(賃貸住宅への入居を含む)された方や、他の再建方法により復興公営住宅へ入居されない方は、登録取り消しの手続きが必要となります。

また、入居時期にあわせて入居資格審査を行います。次に該当する方は復興公営住宅に入居できませんのでご注意願います。

- ・すでに居住できる家を確保されている方
- ・借家やアパートを所有している方
- ・市町村民税、固定資産税および軽自動車税を滞納している方
- ・過去に入居していた公営住宅で家賃等を滞納している方
- ・過去5年以内に迷惑行為等で公営住宅を退去させられた方
- ・家族を不自然に分割または合併している方
- ・暴力団員の方

☎ 市役所3階事前登録相談窓口(37番窓口)

(内線3981~3983) 専用ダイヤル☎90-8041・90-8042

お知らせ

住宅再建補助金の差額申請(要予約)

4月の制度改正により、東日本大震災被災者住宅再建事業補助金をすでに補修で受給されている方が、建て替えまたは移転等により新たに建設・購入を行った場合、1回に限り本事業で差額の申請をすることができます。

申請される方は電話で申請日時を予約してください。

なお、本補助金拡充(上限額および補助率の引き上げ)による差額申請の対象となっている方は、補助金拡充分の差額交付を受けてから、建設・購入に伴う差額申請をしてください。

☎・☎ 生活再建支援課(内線4762~4764)



相談あんない

●「災害復興住宅融資」無料相談会

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0パーセント)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

と き 5月29日(金)・30日(土)

6月26日(金)・27日(土)

午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

申・問 住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353
午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

問 市生活再建支援課(内線3955)

要予約

●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

- ・離婚・家庭内暴力・被災ローン減免制度・金銭貸借・解雇・パワハラ・未払賃金・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等
ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

と き	ところ	相談時間	相談担当者
5月26日(火)	仮設渡波第2団地集会所 (渡波字沖六勺1-2)	午後1時～4時	弁護士 社会福祉士
5月28日(木)	仮設大橋団地集会所 (大橋1-1-3)	午前10時～午後4時	弁護士

※予約者優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも専門家による無料相談ができます。曜日により担当専門家が異なりますので、詳細は法テラス東松島にお問い合わせください。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3966)

●「住まいの復興給付金」申請相談会の開催

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、昨年4月の消費税率8パーセント引き上げ以降に、住宅を建築・購入または補修し、その後居住する場合に、消費税増税分相当最大約90万円(建設・購入時)の給付が受けられる制度です。

と き 5月29日(金)・30日(土)

6月26日(金)・27日(土)

午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認等
※会場では申請書の提出はできません。

申・問 住まいの復興給付金事務局コールセンター
☎0120-250-460

午前9時～午後5時(土日・祝日を含む)

問 市生活再建支援課(内線3955)

●平成27年度「起業・経営・個別相談会」

石巻地域の会社経営者や個人事業者の経営課題の解決に役立つ、専門アドバイザーによる無料相談会です。新規創業相談から事業経営全般まで幅広いご相談に対応します。

と き 6月10日(水)・7月8日(水)・9月16日(水)・10月14日(水)

11月11日(水)・12月14日(月)

1月13日(水)・2月17日(水)・3月16日(水)

午前10時～正午または午後1時～3時

ところ 石巻ルネッサンス館1階アドバイザールーム(開成1-35)

申込方法 所定の申込用紙で実施日前日までにFAXで申し込みください。
※詳しくは、石巻産業創造(株)のホームページをご覧ください。

申・問 石巻産業創造(株) ☎92-1313 FAX 93-9397
URL <http://www.iss-net.jp/>

問 市産業推進課(内線3543)

要予約



復興特区による税制優遇制度のお知らせ

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。

対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税免除等の特例を受けることができますので、ぜひご利用ください。

※特例を受けるためには、市(または県)からの指定および事業実施状況の認定が必要です。

復興特区の種類	特区の名称(認定日)	対象区域	対象業種	受付・問い合わせ窓口
復興特区の種類	石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中心市街地(中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部)	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526)
	愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日 変更認定	田代、渡波、荻浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526) 市雄勝総合支所地域振興課 ☎57-2111 市北上総合支所地域振興課 ☎67-2111 市牡鹿総合支所地域振興課 ☎45-2111
	民間投資促進特区 ものづくり産業版 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日 変更認定	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部	自動車や高度電子機械、食料品等の製造関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
	民間投資促進特区 IT産業版 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、開成、蛇田の各地区の一部	情報サービス関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
	民間投資促進特区 農業版 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業、飲食業等	市農林課(内線3559)

- ①新規立地促進税制
復興特区の認定日以降に新設された法人は、指定後5年間、法人税の課税が発生しない特例が受けられます。
- ②特別償却または税額控除
指定を受けた日以降に取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除が受けられます。
- ③法人税等の特別控除
被災雇用者等に対する給与等支給額の10パーセントを、税額の20パーセントを限度として指定後5年間、税額控除が受けられます。
- ④研究開発税制の特例
指定を受けた日以降に取得等した開発や研究を目的とする資産について、即時償却と併せて12パーセントの税額控除が受けられます。
※①～③は、いずれか一つの選択適用となります。④は併用することができます。
- ⑤地方税の特例
①、②、④の特例を受けた場合、法人事業税や不動産取得税、固定資産税の免除が受けられます。
特区の認定日以降で前年度以前に取得した対象資産は、固定資産税のみ免除が受けられます。

- ①指定事業者の指定申請・指定書の交付
・所定の申請書等のほか、必要な資料を添えて市(または県)に申請してください。
・必要な要件を満たしていると認められる場合、指定事業者として指定され、指定書が交付されます。
- ②指定に係る事業の実施状況報告・認定書の交付
・事業年度終了後、実施状況や収支決算等の実績を記載した実施状況報告書を提出してください。
・事業を適切に実施していると認められる場合、認定書が交付されます。
※指定申請、実施状況報告に必要な申請書等様式は、ホームページからダウンロードできます。
- ③国税、地方税窓口での手続き
・認定書の交付を受けた後、税務署(国税)、県税事務所および市資産税課(地方税)で、特例を受けるための手続きを行ってください。

問 商工課(内線3525・2526)

手続き